

## ◎地域の自主性及び自立性を高めるた

### めの改革の推進を図るための関係法

#### 律の整備に関する法律

(平成二六年六月四日法律第五一号)

#### 一、提案理由(平成二六年四月一五日・衆議院総務委員会)

○新藤国務大臣 地方自治法の一部を改正する法律案及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……(略)……

次に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

経済再生を果たし、日本経済の成長の果実を全国津々浦々まで届け地方を元気にするために、個性を生かし自立した地方をつくる地方分権改革を推進することが求められております。

本法案は、昨年十二月に閣議決定した事務、権限の移譲等に関する見直し方針を踏まえ、住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、国から地方公共団体または都道府県から指定都市への事務、権限の移譲等を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務、権限の移譲等を行うこととし、関係法律の改正を行うこととしております。

第二に、第三十次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への事務、権限の移譲等を行うこととし、関係法律の改正を行うこととしております。

このほか、施行期日及びこの法律の施行に関し必要な経過措置について規定するとともに、関係法律について必要な規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

#### 二、衆議院総務委員長報告(平成二六年四月二五日)

○高木陽介君 ただいま議題となりました両法律案につきまして

て、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……(略)……

次に、いわゆる第四次整備法案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、国から地方公共団体または都道府県から指定都市への事務、権限の移譲等を行うものであります。

地方自治法の一部改正案は、去る四月十日日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日に、また第四次整備法案は十四日に、それぞれ本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、去る十五日両案について新藤国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十七日から質疑に入りました。

二十二日には、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、地方自治法の一部改正案に対し、日本維新の会から修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。また、昨二十四日には両案及び修正案について参考人からの意見聴取を行い、同日質疑を終局いたしました。

次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、両案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年四月二四日)

政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

一 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に当たっては、これに伴って生ずる新たな財政需要を的確に把握し、確実な財源措置を講ずるとともに、住民の安心・安全を確保しつつ、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、マンユアルの整備や技術的助言、研修の実施や職員の派遣など、地方公共団体に対する必要な支援を行うこと。また、事務・権限の移譲により影響を受けることとなる関係団体に対しても、改正内容の周知徹底を図るとともに、必要な情報提供を行うこと。

二 移譲される事務の処理に関し、国又は都道府県が一定の関与を行う必要がある場合には、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮し、当該関与を必要最小限のものとすること。また、関与の内容は、地方の意見を十分反映したものとすること。

三 今回の事務・権限の移譲等に係る取組において検討対象とされた事務・権限のうち、移譲するに至らなかったものについては、地方からの要望の多い分野を中心に、地方分権改革

有識者会議等において、引き続き移譲に向けた検討を進めること。また、住民に分かりやすい情報発信に努めるなど、これまでの三次にわたる改正の趣旨の周知徹底を改めて図るとともに、今後においても所期の成果を上げられるよう最大限努力すること。

四 今後における改革の推進の手法として「提案募集方式」を導入するに当たっては、地方公共団体からの積極的な提案が行われるよう体制を整えるとともに、地方公共団体からの提案を尊重し、その実現に向けた取組を強力に推進すること。また、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲を希望する提案等であっても、地方公共団体の間で制度が異なることにより住民に不利益が生じないように留意しつつ、その実現に努めること。

### 三、参議院総務委員長報告(平成二六年五月二八日)

○山本香苗君 たいいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務権限の移譲等を行うおとするものであります。

委員会におきましては、事務権限の移譲に伴う地方公共団体への人員及び財源措置の必要性、ハローワーク、農地転用、自家用有償旅客運送等の権限移譲に関する見解、国の出先機関の見直しの在り方、地方分権改革の課題と今後の検討方針等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉良よし子委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

### ○附帯決議(平成二六年五月二七日)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方分権改革は、個性を活かし自立した地方をつくることを目指すものであり、今後とも住民が享受できる豊かさを実現するため、地方に対する義務付け・枠付けの更なる見直しを引き続き着実に推進するとともに、権限移譲、地方税財政、住民自治、地方議会等に関する制度改革についても、積極的に取り組むこと。

二、事務・権限の移譲等に当たっては、地域における住民サービスが確実に提供されるよう、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修の実施や職員の派遣など、必要な支援を行うこと。また、事務・権限の移譲により影響を受けることとなる関係団体に対しても、効果的な情報提供を行うこと。

を尊重し、その実現に向けた取組を強力に推進すること。また、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲を希望する提案等であっても、地方公共団体の間で制度が異なることにより住民に不利益が生じないよう留意しつつ、その実現に努めること。

右決議する。

三、移譲される事務の処理に関し、国又は都道府県が一定の関与を行う必要がある場合には、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮し、当該関与を必要最小限のものとすること。また、関与の内容は、地方の意見を十分反映したものとすること。

四、今回の検討対象とされながら移譲するに至らなかった事務・権限については、地方からの要望の多い分野を中心に、地方分権改革有識者会議等において、引き続き移譲に向けた検討を進めること。また、住民に分かりやすい情報発信に努めるなど広報・周知を徹底することにより、四次にわたる制度改革の効果が住民に広く還元されるよう最大限努力すること。

五、今後における改革の推進の手法として「提案募集方式」を導入するに当たっては、地方公共団体からの積極的な提案が行われるよう体制を整えるとともに、地方公共団体からの提案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律